

# 商業登記法改正に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正について

平成17年3月4日

株式会社名古屋証券取引所

## 1. 改正趣旨

平成17年3月7日から改正商業登記法が施行されることに伴い、「有価証券上場規程」等について所要の規定整備を行う。

## 2. 改正概要

商業登記法が見直されることに伴い、現行規定中の「法人登記簿の謄本」を「新規上場申請者の登記事項証明書」、「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改めるなどの改正を行う。

(備 考)

・有価証券上場規程第3条第2項第3号等

## 3. 施行日

平成17年3月7日から施行する。

以 上